

北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則の一部を改正する規則

北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則（平成25年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特例介護給付費等の代理受領)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 登録事業所は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第1項の規定により支給決定障害者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、基準該当障害福祉サービスを提供した際に、支給決定障害者等から利用者負担額として、基準該当障害福祉サービスについて法第30条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から登録事業所に支払われる特例介護給付費等の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(特例介護給付費等の代理受領)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 登録事業所は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第1項の規定により支給決定障害者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、基準該当障害福祉サービスを提供した際に、支給決定障害者等から利用者負担額として、基準該当障害福祉サービスについて法第30条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額から登録事業所に支払われる特例介護給付費等の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。